

平成30年9月11日
環境生活部ダイバーシティ社会推進課

県の附属機関における委員の男女構成比等について

1 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」（以下、要綱）

【目的】

政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するため、県の附属機関等への委員の選任にあたり、男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう配慮する。

【目標】

- ①各附属機関の委員構成において、男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満とならない構成をめざすものとし、平成32年4月1日までにこうした附属機関の数が、全附属機関数の66.7%となること。
- ②女性委員のいない附属機関については、その解消を図る。
- ③全附属機関における女性委員の割合を40%とする。

（平成28年4月1日施行）

2 県の附属機関における委員の男女構成比等（平成30年4月1日現在）

要綱に基づく上記目標の実績値は、次のとおりでした。

- ①男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満とならない附属機関の割合 **61.5%**（H29実績60.4%から**1.1ポイント増**）
- ②女性委員のいない附属機関の数 **4機関**（H29実績から**1機関減**）
 - 三重県難病医療審議会（医療保健部）
 - 三重県薬物等評価委員会（医療保健部）
 - 三重県天然記念物日本鶏審査会（教育委員会事務局）
 - 三重県天然記念物紀州犬審査会（教育委員会事務局）
- ③女性委員の割合 **32.1%**（H29実績31.4%から**0.7ポイント増**）

3 増加した主な要因

男女の一方が十分の四未満とならない構成の附属機関は、増加（3機関）が減少（2機関）を上回り、割合の増加につながりました。

また、委員総数の増加（+30人）において、男性委員数の増加数（+12人）より女性委員数の増加数（+18人）が上回っており、女性委員の増加した附属機関数（17機関）が減少した附属機関数（7機関）を上回ったことが寄与したものと考えられます。

4 附属機関の昨年度からの増減

調査時点	附属機関数 (3人以下・休止を除く)	男女の一方が十分の四未満 とならない附属機関数
H29.4.1 現在	96	58
H30.4.1 現在	96	59

(1) 附属機関数の増減 (96→96)

ア 増加(1機関)

- 今年度の調査から新たに対象となった機関
三重県国民健康保険運営協議会 (医療保健部)

イ 減少(1機関)

- 統合された機関 (2機関が統合され、1機関の減)
三重県情報公開審査会、三重県個人情報保護審査会 (戦略企画部)
※三重県情報公開・個人情報保護審査会へと統合

(2) 男女の一方が十分の四未満とならない附属機関数の内訳 (58→59)

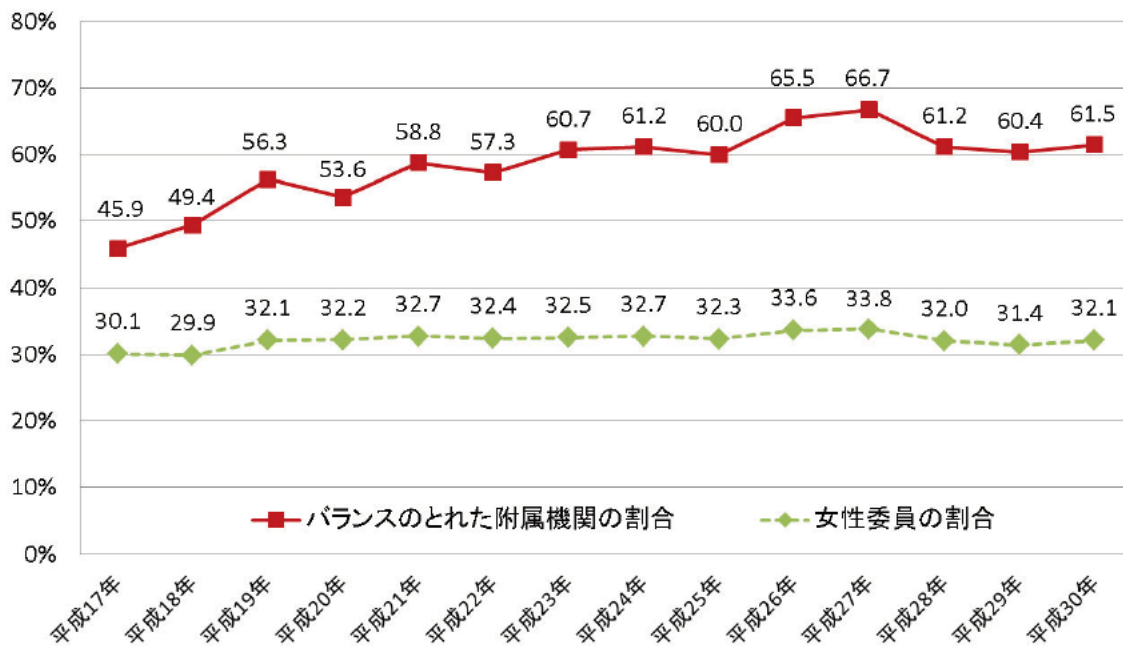
ア 増加(3機関)

- 要件を満たすようになった附属機関 (3機関)
No. 44 三重県障害者介護給付費等及び障害児通所給付費等不服審査会 (子ども・福祉部)
No. 75 三重県大規模小売店舗立地審議会 (雇用経済部)
No. 91 三重県地方産業教育審議会 (教育委員会事務局)

イ 減少(2機関)

- 要件を満たさなくなった附属機関 (1機関)
No. 39 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会 (子ども・福祉部)
- 統合された機関 (2機関が統合され、1機関の減)
三重県情報公開審査会、三重県個人情報保護審査会 (戦略企画部)
※いずれも昨年度は男女の一方が十分の四未満とならない構成

5 バランスのとれた附属機関および女性委員の割合の変遷



バランスのとれた附属機関の割合および女性委員の割合は、平成 27 年度を境に減少に転じていましたが、今年度は再び増加に転じ、バランスのとれた附属機関の割合は 61.5%、女性委員の割合は 32.1%となりました。

6 今後の対応

あらゆる分野の政策・方針決定過程において、男女のいずれか一方に偏ることなく、意見を反映していくことが重要です。

不断の取組が必要であることから、各部局においては、引き続き次の対応をお願いします。

- ①肩書やポストなど慣行による委員の選任を見直し、対象者の範囲を広げるなど女性委員の割合を高めるよう対応を検討する。
- ②委員の推薦を団体等へ依頼する場合は、政策・方針決定過程における男女共同参画の重要性について丁寧な説明を行い、理解を求めるとともに、女性委員の推薦に配慮いただく旨を文書に記載する。
- ③男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満となる附属機関の委員の選任にあたっては、概ね 2、3 か月前に環境生活部への事前協議を必ず行う。
- ④委員選任の際には、一般公募委員枠を設け、新たな人材の発掘に努める。
- ⑤専門分野の女性人材発掘に取り組むとともに、環境生活部が整備する、委員候補となる女性人材情報を掲載した人材リスト（今年度更新・拡充済）の活用により、女性委員の割合を高めるよう努める。
- ⑥附属機関の根拠となる条例を制定または改正する場合には、男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満とならない組織にする旨の条項を規定する。

※平成 30 年 4 月 1 日現在の県の附属機関の委員構成比等の状況については、会議終了後すみやかに報道資料提供を行う予定です。